

新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業実施要領

令和3年7月30日

福祉保健部健康増進課

第1 目的

新型コロナウイルスワクチンの接種を早期に完了させるため、個別接種及び集団接種に係る体制を確保する市町村又は医療機関の取組を支援することを目的とする。

第2 事業内容

1 個別接種促進に係る支援

(1) 診療所における接種体制確保協力金

ア 内容

- (ア) 診療所が週100回以上の接種を7月末まで、8・9月、10・11月のそれぞれの期間に4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円を交付する。
- (イ) 診療所が週150回以上の接種を7月末まで、8・9月、10・11月のそれぞれの期間に4週間以上行う場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円を交付する。
- (ウ) 診療所が50回以上/日の接種を行った場合に1日当たり定額で10万円を交付する。

イ 事業期間

令和3年5月9日から令和3年12月4日まで

ウ 留意事項

- ・ (ウ)については、(ア)及び(イ)の要件を満たさない週に属する日に限る。(同一日に(ウ)と(ア)及び(イ)の支援の重複は不可。)
- ・ 週の考え方は、日曜日から土曜日までとする。
- ・ 同一の週において週100回以上及び週150回以上の重複は不可。

(2) 病院における接種体制確保協力金

ア 内容

- (ア) 病院が50回以上/日の接種を行った場合に1日当たり定額で10万円を交付する。
- (イ) 病院が特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末まで、8・9月、10・11月のそれぞれの期間に4週間以上ある場合には、(ア)に加えて下記の額を追加で交付する。

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・ 看護師等 1人1時間当たり 2,760円

イ 事業期間

令和3年5月9日から令和3年12月4日まで

ウ 留意事項

- ・ 通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であつて、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。

(3) 休診日接種協力金

ア 内容

休診日に開院してワクチン接種を行う医療機関に対して、下記の協力金を交付する。

- ・ 1日：15万円
- ・ 半日：7.5万円

イ 事業期間

令和3年5月31日から令和3年8月1日まで

ウ 留意事項

- ・ 1日は正午をまたぐ6時間以上の場合とし、半日は3時間以上とする。
- ・ ワクチン接種については、かかりつけ患者以外にも対象とした上で、1時間当たり6回以上の接種を行うことを目安とする。
- ・ 休診日は半日休診を含む。

2 集団接種体制の確保に係る支援

(1) 県設定単価の保証

ア 内容

市町村の集団接種に従事する医療従事者について、県が報酬単価を設定した上で公募する。県が公募した医療従事者を市町村が活用する場合は、県設定単価を用いることとし、集団接種における新型コロナウイルス接種対策費国庫負担金収入が県設定単価による報酬を下回る場合、その差額を県が補助する。

イ 事業期間

令和3年5月31日から令和3年11月30日まで

ウ 留意事項

- ・ 県の設定報酬単価（1時間当たり）は、医師2万円、歯科医師9千円、薬剤師7千円、看護師6千円とする。
- ・ 集団接種における医療従事者確保が困難な市町村においては、県が公募し確保する医療従事者以外の医療従事者への報酬についても、県と協議し承認を得た場合は補助対象とする。ただし、算定に用いる報酬額は、県設

定単価を上限とする。

(2) 居住市町村外での集団接種従事協力金

ア 内容

県が公募した医療従事者を市町村が活用し、その医療従事者が当該市町村外に居住している場合は、市町村から医療従事者等への報酬に加えて以下の協力金を交付する。

- ・ 居住市町村が派遣される市町村の医療圏域外の場合 3万円
- ・ 居住市町村が派遣される市町村の医療圏域内（当該市町村外）の場合 1.5万円

イ 事業期間

令和3年5月31日から令和3年11月30日まで

ウ 留意事項

- ・ 集団接種における医療従事者確保が困難な市町村においては、県が公募し確保する医療従事者以外の医療従事者への協力金についても、県と協議し承認を得た場合は補助対象とする。

(3) 時間外・休日の医療従事者派遣補助金

ア 内容

時間外・休日において、医療従事者の確保が困難な地域の集団接種会場に医療従事者を派遣した派遣元医療機関に対して、下記の金額を上限に補助金を交付する。

- ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・ 看護師等 1人1時間当たり 2,760円

イ 事業期間

令和3年4月1日から令和3年7月31日まで

ウ 留意事項

- ・ 本県は、医師少数県であることから、県全体を本事業の対象地域とする。
- ・ 休日の定義は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日とする。
- ・ 時間外の定義は、休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間とする。

第3 市町村への協力依頼

この要領に定める事業に係る医療機関からの申請内容と照合するため、集団接種の実績など必要な情報の提供については市町村に協力を依頼する。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月30日から施行し、令和3年度の予算に係る新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業に適用する。